

災害時の医療救護活動に関する協定書

令和 6 年 4 月

旭川市
一般社団法人 旭川薬剤師会

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、旭川市（以下「甲」という。）と一般社団法人旭川薬剤師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、旭川市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護部隊の派遣）

第2条 甲は、旭川市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要性が生じた場合は、乙に対し救護部隊の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は直ちに救護部隊を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要するものと判断し、救護部隊を派遣した場合は速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 前項の規定により承認を得た場合は、第1項の規定による要請により派遣されたものとみなす。

5 第2項及び第3項に規定する救護部隊の編成は、乙の会員、その他の職員により構成するものとする。

6 乙は、災害が激甚で救護部隊に危害を及ぼし、又はその恐れがあると判断した場合は、派遣の要請を拒むことができる。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 災害医療救護計画は、乙が行う救護部隊の編成及び医療救護活動を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（救護部隊の業務）

第4条 救護部隊は、甲が設置する医薬品等の集積場所及び避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所等」という。）において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護部隊の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導及び薬事相談
- (2) 医薬品等の集積場所及び救護所等における医薬品等の管理
- (3) 避難所の公衆衛生の確保
- (4) 前3号に掲げるもののほか医療救護活動及び救護部隊本部に伴う業務

(救護部隊に対する指揮命令等)

第5条 救護部隊に対する指揮命令は乙の長が行うものとし、医療救護活動に係る連絡調整等については、甲乙双方が密に行うものとする。

(救護部隊の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護部隊の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医療資器材等の提供)

第7条 甲は、乙が派遣する救護部隊に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(医薬品の補給等)

第8条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(医事紛争)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める医療救護活動において医事紛争が生じたときは、誠意をもって協議を行い解決のための適切な措置をとるものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護部隊の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護部隊が携行した医薬品及び衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) 救護部隊員が医療救護活動において負傷、疾病、障害又は死亡の場合の扶助金
- (4) 収容医療機関における施設又は設備の損傷に係る実費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した費用

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は別に定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、
甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1
通を保有する。

令和6年4月5日

甲 旭 川 市
旭川市長 今 津 寛 介

乙 旭川市金星町1丁目2番15号
一般社団法人 旭川薬剤師会
会 長 嵯 城 俊 明

災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

令和6年4月5日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 一般社団法人旭川薬剤師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により救護部隊を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「救護部隊員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、旭川市（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護部隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第11条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する費用については、乙が「費用弁償請求書」（第5号様式）により、甲に請求するものとする。
2 協定書第11条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が、「扶助金支給申請書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第11条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。
2 協定書第11条第2号に規定する費用の弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。
3 協定書第11条第3号に規定する扶助金の算定については、原則として北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）の例によるものとする。
4 協定書第11条第4号に規定する費用の弁償の額は、施設、設備の修復に要した費用の実費とする。
5 協定書第11条第5号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号、第3号及び第4号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払）

第5条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

(その他)

第6条 この実施細目により難い事項及び実施細目に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第7条 この実施細目は、令和6年4月5日から効力を発生するものとする。

この実施細目の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年4月5日

甲 旭 川 市
旭川市長 今 津 寛 介

乙 旭川市金星町1丁目2番15号
一般社団法人 旭川薬剤師会
会 長 嵯 城 俊 明

別 表

日 当	薬 剤 師	災害救助法施行細則（昭和 3 1 年北海道規則第 1 4 2 号）第 1 4 条に定める額に準じた額とする。
	補 助 職 員	薬剤師の日当の 3 分の 2 に相当する額とする。 （ 1 0 0 円未満は切捨て）
旅 費	薬 剤 師	旭川市職員の旅費に関する条例（昭和 3 6 年旭川市条例第 8 号）の例による。
	補 助 職 員	
時間外勤務手当	薬 剤 師	旭川市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年旭川市条例第 2 号）を準用する。この場合において第 1 6 条の勤務 1 時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の 1 日の勤務時間数で除して得た額とする。
	補 助 職 員	

この表において「補助職員」とは、医師，薬剤師，看護師を補助し，救護部隊の医療救護活動を行うその他の職員をいう。

第1号様式（第1条関係）

医 療 救 護 活 動 報 告 書

班 名	災 害 発 生 場 所	医 療 救 護 活 動 場 所	活 動 状 況			備 考
			月 日（ ） 時 分から 時 分まで	取 扱 件 数	件	
				移 送 件 数	件	
				死 体 件 数	件	
			月 日（ ） 時 分から 時 分まで	取 扱 件 数	件	
				移 送 件 数	件	
				死 体 件 数	件	
			月 日（ ） 時 分から 時 分まで	取 扱 件 数	件	
				移 送 件 数	件	
				死 体 件 数	件	
			月 日（ ） 時 分から 時 分まで	取 扱 件 数	件	
				移 送 件 数	件	
				死 体 件 数	件	

第 2 号様式（第 1 条関係）

救 護 部 隊 員 名 簿

班名	職種	氏 名	所 属	住 所	従事期間

第 3 号様式（第 1 条関係）

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

班 名				
品 名	規 格	数 量	薬 価 基 準	
			単 価	金 額
合 計	—	—	—	

事 故 報 告 書

年 月 日から同 年 月 日までにおける

災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故 傷病 者が発生したので報告します。
死亡

年 月 日

（宛先）
旭 川 市 長

住 所

氏 名 印

事 故 傷 病 者 概 要 死 亡

氏 名				性 別	男・女	歳
住 所						
職 種		勤務先		所属救護部隊班名		
傷病名				程 度	重 症 ・ 中 等 症 ・ 軽 症	
外来・入院（ 月 日 ～ 月 日 ）			診察医療機関名			
受傷（発病）日時	年 月 日 午前・午後 時 分					
受傷（発病）場所						
死 亡 原 因						
死 亡 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分					
死 亡 場 所						
受傷（発病）・死亡時の状況						

費 用 弁 償 請 求 書

年 月 日

（宛先）
旭 川 市 長

住 所

氏 名

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、 年 月 日から同 年 月 日までにおける

災害時の医療救護活動に対する費用弁償額

（費 用 弁 償 額 請 求 明 細 書 別 紙 の と お り）

第 6 号様式（第 3 条関係）

扶 助 金 支 給 申 請 書

（宛先）
旭 川 市 長

年 月 日

住所
氏名

災害時の医療救護活動に関する協定書第 1 1 条第 3 号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡し た者の状況	氏 名				性別	男・女	年 月 日生		
	住 所								
	職 種		勤務先		所属救護部隊班名				
	傷病名				受傷（発病）年月日		年 月 日		
	死亡要因				死 亡 年 月 日		年 月 日		
障害級別			療養開始年月日				治癒年月日		
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで 日間					休業期間中における 業務上の収入の有無			
扶助金支給基礎額					北海道災害応急措置業務従事者の 損害補償に関する条例第 3 条該当				
扶助金支給申請額									
備 考									

- 注1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明あるもの）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要）
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

覚 書

旭川市（以下「甲」という。）と一般社団法人旭川薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条第3号に関する扶助金について次のとおり覚書を交換する。

（障害補償及び遺族補償の限度額）

第1条 扶助金のうち障害補償及び遺族補償の限度額を次のとおり定めるものとする。

ただし、その原因が災害のうち天災によるものを除くものとする。

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 薬剤師 | 60,000,000円 |
| (2) 補助職員 | 50,000,000円 |

（療養補償の額）

第2条 扶助金のうち療養補償については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）の規定にかかわらず、次に定める金額を当該療養に要した日数に応じて支給するものとする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 入院の場合の日額 | 10,000円 |
| (2) 通院の場合の日額 | 5,000円 |

（保険料の負担）

第3条 前2条の規定による扶助金は損害保険会社における期間限定保険を活用することとし、その保険料は甲が負担する。

（名簿等の提出）

第4条 前条の規定により甲が行う手続きに関し、乙が救護部隊の編成及び派遣を行ったときは、乙は速やかに甲に通知することとし、必要な名簿等の書類を遅滞なく甲に提出するものとする。

令和6年4月5日

甲 旭川市
旭川市長 今津寛介

乙 旭川市金星町1丁目2番15号
一般社団法人 旭川薬剤師会
会長 嵯城俊明